

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第127号

京都市会計規則の一部を改正する規則

第1条 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「行財政局税務部収納対策課長」を「市税事務所納税室収納対策課長及び市税事務所納税室諸税・高額徴収担当課長」に改める。

第38条第3項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 市税事務所納税室諸税・高額徴収担当課長

第38条第3項中第4号から第18号までを削り、第19号を第4号とし、第20号を第5号とする。

第40条第1項を削り、同条第2項中「収納金が少額であるため前項の規定により留めておく現金を十分に確保することができないことその他の特別の理由があると認めるときは、」を「出納員が」に改め、「必要とする出納員」を「必要とするときは、当該出納員」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前項に規定する特別の理由があると認める」を「区出納員がつり銭を必要とする」に、「つり銭を必要とする区出納員」を「当該区出納員」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から同条第7項までを1項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

7 出納員又は区出納員は、事務処理上、第1項及び第2項の規定によるつり銭として使用する現金の交付を受けるいとまがないときその他の特別の理由があると認めるときは、第38条の規定にかかわらず、あらかじめ出納機関に合議したうえで、収納金の中から必要と認める最小限度の現金を留めておくことができる。

第43条の2第1項第2号に次のように加える。

エ 自転車等の撤去及び保管に要する費用

第43条の2第4項ただし書中「含む。）」の右に「、同項第13号の観覧料（指定代理納付者から払込みを受けたものに限る。）」を加える。

第49条中「当該請求書の写等」を「その請求に係る納入通知書又は払込書等」に改める。

第61条第1項前段中「7日以内に」を「速やかに」に改め、同条第5項を削る。

第69条第2項各号列記以外の部分中「7日以内に」を「速やかに」に改める。

第132条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

別表第2 1第8号を削り、同表1第9号を同表1第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 市税事務所納税室収納対策課長

別表第2 1第10号から第17号までを次のように改める。

(10) 市税事務所納税室諸税・高額徴収担当課長

(11) 市税事務所納税室納税第一課長

(12) 市税事務所納税室納税第二課長

(13) 市税事務所納税室納税第三課長

(14) 市税事務所納税室納税第四課長

(15) 市税事務所納税室納税第五課長

(16) 市税事務所納税室納税第六課長

(17) 市税事務所納税室納税推進課長

別表第2 1中第18号から第25号までを削り、第26号を第18号とし、第27号から第44号までを8号ずつ繰り上げ、第45号を第37号とし、同号の次に次の1号を加える。

(38) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課長

別表第2 1中第46号を削り、第47号を第39号とし、第48号から第68号までを8号ずつ繰り上げ、第69号を第61号とし、同号の次に次の1号を加える。

(62) 都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課長

別表第2 1中第70号を削り、第71号を第63号とし、第72号から第99号までを8号ずつ繰り上げる。

別表第2 2第4号を次のように改める。

(4) 右京区役所京北出張所次長

別表第4中 「第4号 行財政局税務部収納対策課長 を  
第5号 市税事務所納税室徴収担当課長」

「第4号 市税事務所納税室収納対策課長  
第5号 市税事務所納税室諸税・高額徴収担当課長」に、

「第51号 保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課長」を「第51号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課長」に、「第58号 都市計画局広告景観づくり推進室広告物企画課長」を「第58号 都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課長」に、「第141号 市税事務所納税室北税務課長」を「第141号 削除」に、

「第143号 市税事務所納税室上京税務課長」を「第143号 削除」に、  
「第144号 市税事務所納税室左京税務課長」を「第144号 削除」に、

「第147号 市税事務所納税室中京税務課長

第148号 市税事務所納税室東山税務課長

第149号 市税事務所納税室山科税務課長

第150号 市税事務所納税室下京税務課長

第151号 市税事務所納税室南税務課長

第152号 市税事務所納税室右京税務課長」を

第153号 市税事務所納税室西京税務課長

第154号 市税事務所納税室洛西税務課長

第155号 市税事務所納税室伏見税務課長

第156号 市税事務所納税室深草税務課長

第157号 市税事務所納税室醍醐税務課長」

「第147号 市税事務所納税室納税第一課長

第148号 市税事務所納税室納税第二課長

第149号 市税事務所納税室納税第三課長

第150号 市税事務所納税室納税第四課長

第151号 市税事務所納税室納税第五課長

第152号 市税事務所納税室納税第六課長」に改める。

第153号 削除

第154号 削除

第155号 削除

第156号 削除

第157号 削除」

別表第5中「第58号 右京区役所京北出張所長」を「第58号 右京区役所京北出張所次長」に改める。

第8号様式7備考中2(1)及び2(2)を次のように改める。

- (1) 市税事務所市民税室市民税第一課長
- (2) 市税事務所納税室諸税・高額徴収担当課長

第8号様式7備考中2(4)を削り、2(5)を2(4)とし、2(6)を2(5)とする。

第13号様式4備考2中「地域リハビリテーション推進センター用は」及び「とし、桃陽病院用は3部複写」を削る。

第2条 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第38条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第53条第3項各号列記以外の部分中「第71条の3前段」を「第71条の3」に改める。

第71条の3後段を削る。

第78条第4項前段中「第71条の3前段」を「第71条の3」に改める。

第79条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第8号様式7備考中2(2)を削り、2(3)を2(2)とし、2(4)を2(3)とし、2(5)を2(4)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表第2 2、別表第5及び第13号様式4の改正規定 この規則の公布の日
- (2) 第1条中第43条の2第4項の改正規定 令和2年4月4日
- (3) 第2条中第38条第3項及び第8号様式7の改正規定 令和2年4月20日
- (4) 第2条中第53条第3項、第71条の3、第78条第4項及び第79条の2の改正規定並びに次項の規定 令和2年5月1日

(経過措置)

2 前項第4号に掲げる規定の施行の日前に第2条の規定による改正前の京都市会計規則

第79条の2第1項に規定する支払があった場合における同項の規定による通知書の送付については、なお従前の例による。

(会計室)